

R-02

一般社団法人 日本マリン事業協会 会費及び入会金納付規則

(適用)

第1条 一般社団法人日本マリン事業協会(以下「協会」という。)定款第9条第1項の規定に基づき本規則を定める。

(正会員の会費)

第2条 正会員の会費は年額をもって定める。

2 正会員の会費は、第3条から第6条に規定する、定額会費、資本金別会費、舟艇関連事業(舟艇、舟艇用機関及び舟艇関連部品(輸入品及び中古品を含む。)の製造業、整備業及び販売業並びにこれらに関連する事業をいう。以下同じ。)規模別会費及び舟艇関連事業国内売上高規模別会費の合計金額とする。

(定額会費)

第3条 正会員の定額会費は、正会員の種別毎に次に掲げるとおりとする。

正会員の種別	定 額 会 費
理 事	40万円
その他の正会員	10万円

(資本金別会費)

第4条 資本金別会費は前年度末の払込資本金額に応じ区分し、次のとおりとする。

区分	払込資本金額	資本金別会費金額
A	500億円以上	60万円
B	200億円以上500億円未満	40万円
C	100億円以上200億円未満	30万円
D	50億円以上100億円未満	20万円
E	10億円以上50億円未満	15万円
F	5億円以上10億円未満	10万円
G	1億円以上5億円未満	5万円
H	1億円未満	2万円

(舟艇関連事業規模別会費)

第5条 舟艇関連事業規模別会費は、直近5年間の舟艇関連事業の規模（輸出を含む舟艇関連事業総売上高をいう。）の年間平均に応じて区分し、区分毎に次に掲げる金額とする。

区分	舟艇関連事業の規模	舟艇関連事業規模別会費
A	600億円以上	800万円
B	500億円以上600億円未満	575万円
C	400億円以上500億円未満	400万円
D	300億円以上400億円未満	325万円
E	200億円以上300億円未満	250万円
F	150億円以上200億円未満	200万円
G	100億円以上150億円未満	150万円
H	50億円以上100億円未満	100万円
I	10億円以上50億円未満	60万円
J	5億円以上10億円未満	20万円
K	2億円以上5億円未満	10万円
L	2億円未満	5万円

2 前項の各会員の該当区分については、5年毎に見直しするものとする。

(舟艇関連事業国内売上高規模別会費)

第6条 舟艇関連事業国内売上高規模別会費は、指定商品（モーターボート（以下、次項において「MB」という。）、水上オートバイ（以下、次項において「PWC」という。）、船外機（以下、次項において「OB」という。）及びその他の商品の4種をいう。以下同じ。）毎の直近2年間の国内販売実績の平均年間売上高を基準に算定する。

2 舟艇関連事業国内規模別会費の額は、以下の計算式により算出するものとする。

$$\text{舟艇関連事業国内売上高規模別会費} = \text{算定基準値 (a)} \times \text{定数 (k)}$$

この場合において、算定基準値（a）は、前項の指定商品毎の直近2年間の国

内販売実績の平均年間売上高に、指定商品に応じて、次に掲げる係数を乗じた数値の合計をいう。また、定数kについては、5年毎に理事会において決定する。

指 定 商 品	係 数
M B	1. 0
P W C	0. 5
O B	0. 5
その他の商品	0. 2

3 前項の規定にかかわらず、前項の計算式により算出された額が5万円を下回る場合の舟艇関連事業国内売上高規模別会費は5万円とする。

4 第2項の計算において、1, 000円未満の端数は、これを切上げるものとする。

(正会員の販売子会社の扱い)

第7条 正会員の販売子会社である正会員の会費については、第2条の規定にかかわらず、売上高に関し親会社である正会員との重複を避けるなど、実情を勘案して会費の年額を決定するものとする。

(賛助会費)

第8条 賛助会員は毎年10万円／1口の会費を1口以上納付するものとする。

(地区活動費)

第9条 正会員又は賛助会員の本店又は主たる事務所以外の支店、営業所、事務所等の活動拠点(以下、「事業所等」という。)が地区活動に参加する場合は、第2条から第7条又は前条の規定に基づく会費に加えて、地区活動に参加する事業所等ごとに3万円の地区活動費を別途請求することができるものとする。

(会費の決定及び通知)

第10条 正会員の会費の額については、毎年度通知する。

2 賛助会員の会費については、毎年度当初に、協会事務局より請求するものとする。

(入会金)

第11条 正会員及び賛助会員は、入会時に次に掲げる入会金を納付するものとする。

会員の種別	入会金
正会員	15万円
賛助会員	5万円

- 2 会員資格を上位の資格に変更（賛助会員から正会員への変更等）する場合は、入会金の差額を資格変更と同時に納付するものとする。
- 3 会員資格を下位の資格に変更（正会員から賛助会員への変更等）の場合は、入会金の差額は返還しないものとする。

(会費の納付)

第12条 正会員及び賛助会員は、会費を一括して、又は2回に分割して納付することができる。

- 2 会計年度の途中で新規に加入した正会員又は賛助会員は、正会員にあっては、第2条から第7条の規定に基づく会費を、また賛助会員にあっては、第8条の規定に基づく会費を、入会時に一括して納付するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき正会員又は賛助会員が会費を一括して納付する場合は、第10条の規定に基づき協会から通知又は請求があった後、2ヶ月以内に納付することを原則とする。
- 4 正会員又は賛助会員が会費を2回に分割して納付する場合は、第10条の規定に基づき協会から通知又は請求があった後1ヶ月以内に半額を、また残額を10月末までに納付するものとする。
- 5 会計年度の途中で会員資格を変更した場合の会費の取り扱いについては、第11条第2項及び第3項を準用する。この場合において、入会金を会費と読み替えるものとする。
- 6 納付された会費及び入会金並びに第9条に規定する地区活動費は、理由のいかんにかかわらず、返還しないものとする。

(臨時会費)

第13条 特別の事由により全会員から臨時に会費を徴収する場合は、総会の決議によるものとする。

(変更又は廃止)

第14条 この規則の変更又は廃止は、総会の決議によって行う。

(補 則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成25年5月31日から施行し、平成25年度分から適用する。

(経過措置)

第2条 第5条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の各会員の該当区分については、平成28年度までは、なお従前の例によるものとし、同条第2項の該当区分の見直しの第1回目の適用時期は、平成29年度とする。

第3条 第6条第2項の規定にかかわらず、平成28年度までは、定数(k)の値は、1000分の2.5とする。

附 則

(施行日)

第1条 この規則の変更は、平成28年5月30日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則 (追加)

(施行日)

第1条 この規則は、平成29年6月12日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

(施行日)

第 1 条 この規則の変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。